

直方市行政評価実施方針

1. はじめに

近年の本市における行政改革は、平成 16 年度の近隣自治体との合併協議破綻がきっかけとなった、非合併自治体として交付税削減への対応を中心的課題とした歳出削減による基礎的財政収支の均衡に主眼を置いたものであった。

この行政改革では、平成 17 年度の開始から順調に財政効果を上げていったが、平成 19 年度には三位一体改革により単年度で交付税が、約 10 億円削減されるという予期せぬ事態が発生したため、行政改革実施計画の期限を平成 21 年度から平成 24 年度へ延長した。

こうした状況の中で、平成 19、20 年度に全国的にも早い段階で「事業仕分け」に取り組み、また同時期には、庁内でも幹部職員が評価者となった事務事業評価会議において、156 事務事業を評価し、「事業仕分け」分と合わせて、評価結果を踏まえた市の対応方針を決定し、行政改革実施計画に反映させた。これが直方市としての行政改革の始まりであった。そうした取り組みも効果を上げ、平成 22 年度には実質単年度収支黒字化を達成した。

平成 23 年 1 月には、第 5 次直方市総合計画がスタートしたが、限られた経営資源を効果的、効率的かつ有効に活用しながら、実現することが求められている。

具体的な進め方として、平成 17 年度以降進めてきた歳出削減による基礎的財政収支の均衡に主眼を置いた行政改革中心の行政運営から一步踏み出して、総合計画の実現を目的にした PDCA のマネジメントサイクルによる経営管理を進め、サービスの量の適正化とともに、質の向上を図ることとする。

2. 行政評価の実施目的

事務事業実施後に評価の機会を設け、成果を検証したうえで、その後の予算や実施の枠組みなどを見直す仕組みを行政運営のながれの中に組み込むことで、限りある経営資源を活用し、第 5 次総合計画の実現を図る。

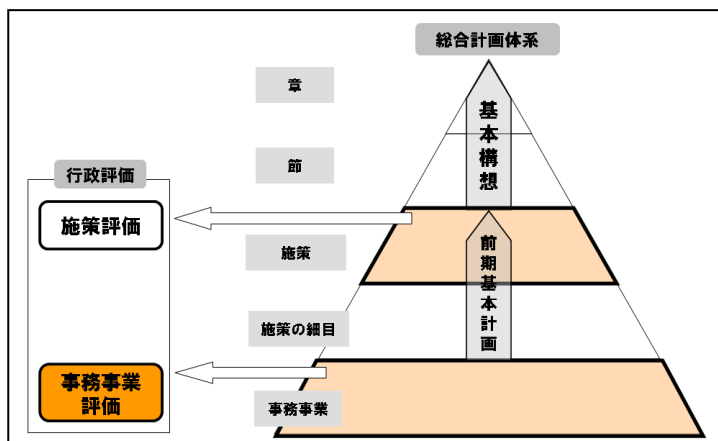
また、評価結果を公表することで、市民への説明責任確保と行政運営の透明性向上を進める。

3. 行政評価の進め方

行政評価については、総合計画体系の中位にある施策レベルと具体的な事務事業レベルの 2 段階の評価を行う。

(1) 施策評価

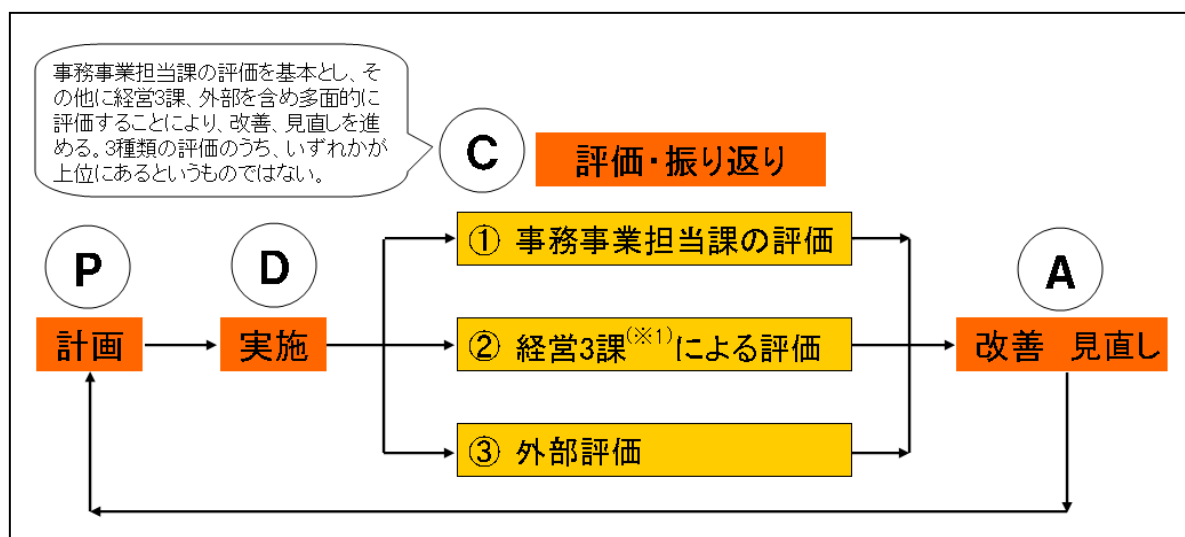
成果指標への到達度を市民満足度調査などの方法を用いながら確認するとともに、行政の外部の評価も取り入れ、施策内の事業展開にメリハリをつけるなどして、施策の成果向上を図る。



(2) 事務事業評価

妥当性、有効性、効率性などの視点から客観的に事務事業を評価するが、単なる評価に止まることなく、今後の方向性、改善方法の提案なども行うなどして、PDCA サイクルの好循環化を図る。

なお評価については、事務事業担当課による自己評価を基本とし、その他に経営3課、外部を含め多面的に評価することにより、見直しを進める。



※1；経営3課＝政策推進課、総務課、財政課

① 事務事業担当課の評価

事務事業担当課において事務事業評価シートを用いて評価を行う。

事務事業評価シートを作成することを通して、事務事業の実施目的及び対象を再確認するとともに、実施結果について実績及び成果指標を踏まえて、客観的な視点から自己評価することで、事務事業に対する新たな気付きの機会にすることや課題、問題点を自ら見出し改善する力（政策形成能力）の向上を図る。

また、前年度の評価結果を踏まえた見直し内容も個々で記述する

② 経営 3 課による評価

事務事業担当課の評価も踏まえて、第 3 者的な視点から経営 3 課が評価する。評価後は、結果を事務事業担当課へ通知する。

③ 外部評価

経営 3 課による評価を行った事務事業の中から、基準を設けて絞り込んだものについて、外部の有識者等からの評価を受ける。

外部評価（事業仕分け）に対して、一般的に持たれているイメージである「追及」、「切捨て」よりも、「議論」、「検証」、「提案」に重点を置く評価会議とする。

4. 評価結果の公表

評価結果については、見直し策及び見直し結果も含めて公表することで、市民への説明責任を果たす。

公表は、市報、ホームページへの掲載、市情報公開室での閲覧などを活用し、それぞれの方法の特性を活かし、市民に分りやすいものになるように努める。

5. 評価結果の活用

評価することが終点ではなく、PDCA サイクルの中では、評価結果が事後の行政運営に活かされることが必要である。見直しは、速やかに改善を進めるもの、また次年度予算へ反映させるものなどがあり、評価結果を広く活用し、事務事業の成果向上を図る。

6. 研修

PDCA サイクルによる行政運営を進める目的やその仕組みを市職員が理解して、業務に取り組むことで、成果の向上が期待できる。このため、階層別及び職場別の研修などを通して行政内部での浸透を図る。

7. その他

この方針に示すもののほか、各年度スケジュール及び具体的な評価手順等については別途定める。